

令和 6 年 9 月定例会

教育産業委員会資料
(産 業 振 興 部)

立木を売り払う件について

1 趣 旨

市有林会計における造林事業では、地域材の利用拡大と資源の循環利用を図るため、伐期を迎えた市有林の皆伐再造林を実施しており、今年度はスギの立木を売り払うものである。

2 売払の概要等

- (1) 売払場所 秋田市雄和萱ヶ沢字餅搗沢21番 17.21ha
- (2) 売払内容 スギ立木9,145本、材積11,964.36m³、64～75年生
- (3) 売払方法 立木入札（原木価格から伐採や運搬諸経費を除いた価格で入札）
- (4) 契 約 先 秋田中央森林組合 代表理事組合長 石川 平臣
- (5) 契約経過 7月30日 入 札
8月8日 仮契約 契約額 23,100,000円（消費税込み）
議 決 後 本契約
- (6) 伐採・搬出期間 本契約日の翌日から3か年以内

3 再造林（植栽）

立木売払いにより実施する伐採面積に応じて、翌年度に再造林を実施する。

4 実施場所（位置図および現況写真）



秋田市卸売市場再整備の進捗状況について

1 再整備に係る公募型プロポーザルの選定結果について

令和6年9月5日に審査委員会を開催し、最優秀提案者を選定した。

(1) 要求水準書等作成アドバイザー業務（令和6年度当初予算）

- ・参加事業者数 3者
- ・最優秀提案者 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社
(所在地 東京都文京区)
- ・履行期間 契約締結日の翌日から令和8年1月9日まで

(2) 新花き棟基本設計・実施設計業務（令和6年6月補正予算）

- ・参加事業者数 4者
- ・最優秀提案者 株式会社松橋設計
(所在地 秋田市)
- ・履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月21日まで

2 その他業務委託について

(1) 移転物件調査業務（令和6年6月補正予算）

- ・市場内事業者が市場敷地内に整備した施設の移転物件調査を実施する。
- ・調査対象 花き仲卸業者 低温物流センター 1棟（延べ面積 1,328.50㎡）
物流事業者 給油所 1箇所
- ・履行期間 令和6年8月28日から令和7年3月21日まで

(2) 建物事前調査業務（令和6年6月補正予算）

- ・来年度からの再整備工事着手に先立ち、市場敷地周辺の建物事前調査を実施する。
- ・調査対象 木造建築物 12棟、非木造建築物 8棟、工作物 2箇所、
簡易調査 10箇所
- ・履行期間 令和6年8月28日から令和7年3月21日まで

(3) 測量業務（令和6年度当初予算）

- ・再整備工事の基礎資料となる地形測量と用地境界測量を実施する。
- ・履行期間 令和6年6月12日から令和6年12月20日まで

(4) 樹木伐採業務（令和6年度当初予算）

- ・新花き棟建設予定地の既存樹木伐採および敷地外周樹木せん定を実施する。
- ・履行期間 令和6年10月上旬から令和7年3月21日まで
- ・業務概要 高木伐採 46本（うち抜根 41本）、高木せん定 107本
伐採した樹木は、一部を製材し新市場の資材等に活用するほか、運搬可能な長さに切り分け、市民に無償配布する。

(5) 土壌汚染状況調査業務（令和6年度当初予算）

昨年度、土壌汚染対策法に基づく調査を実施した結果、微量ではあるが基準値を超える砒素が検出されたことから、今年度、詳細を把握するための調査を進めている。

ア 調査期間 令和6年6月12日から令和6年11月22日まで

イ 調査結果（中間報告） **別図参照**

(ア) 人為由来汚染調査（敷地北東部 水産棟ごみ焼却炉跡地） 基準値以下

(イ) 自然由来汚染調査（2地点）

地点③ 土壌含有量※¹ 基準値以下

土壌溶出量※² 基準超過（砒素およびその化合物）0.013～0.015mg/L

地点④ 土壌含有量 基準値以下

土壌溶出量 基準超過（砒素およびその化合物）0.013～0.034mg/L

（基準値：土壌溶出量 0.010mg/L以下）

- ・今年度、調査した2地点から基準値を超える砒素が検出されたことから、現市場敷地のほぼ全域を、土壌汚染のある地域として取り扱うこととなる。

ウ 追加調査の実施

- ・現市場敷地のほぼ全域を土壌汚染のある地域として取り扱うため、当初予定していた敷地東側の土壌調査（33地点）を取りやめ、再整備において掘削を行う敷地南側（8地点）について土壌汚染の深度分布を把握するための調査を実施する。
- ・卸売市場再整備用地として取得を検討している民有地（約3,621㎡）について、土地所有者の承諾が得られたことから、土壌汚染調査を実施する。

エ 周辺環境等への影響

国のガイドラインでは、土壌溶出量基準を超える場合、敷地周辺で地下水の飲用利用があれば「人のばく露の可能性がある」と判断されるため、今年2月に敷地周辺（半径おおむね250m）における地下水の飲用利用の井戸等について、上下水道局および保健所等に確認したが、該当する井戸等はなく、周辺環境や健康被害に与える影響はないと考えている。

オ 今後の対応

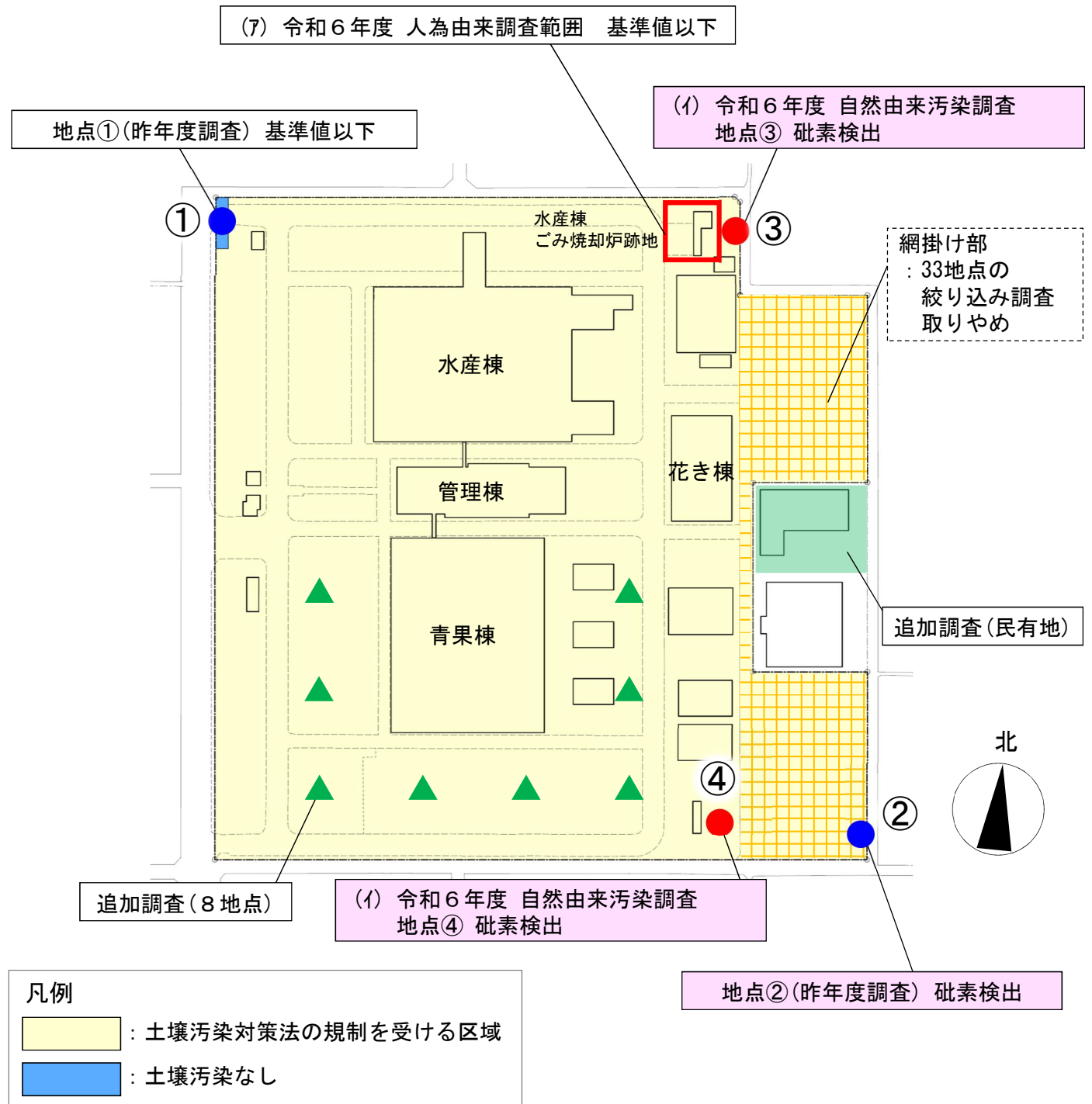
- ・今年度の調査結果を踏まえ、現卸売市場敷地のほぼ全域について、土壌汚染対策法第14条に基づく「形質変更時要届出区域（自然由来特例区域）」の指定の申請を行う。
- ・区域指定後は、掘削した土を区域外に搬出する際に規制を受けることから、再整備に係る各工事において、掘削土を敷地内での埋戻しに使用するほか、敷地外に搬出する際は、同法に基づく指定処分場に搬出するなど適切に対応する。

※1 土壌含有量基準：基準不適合土壌が存在する土地に生涯（70年間）居住し、1日に100mg（6歳以下は1日200mg）の土壌を口にしながらも、健康に影響を及ぼさないよう定められた基準

※2 土壌溶出量基準：生涯（70年間）1日に2Lの地下水等を飲み続けても、健康に影響を及ぼさないよう定められた基準

土壌汚染状況調査 調査位置図

別図



調査結果一覧

基準不適合の値 (土壌溶出量基準 0.010mg/L以下)

調査地点	深度	土壌溶出量 (砒素およびその化合物) 調査結果 (mg/L)									
	表層	1 m	2 m	3 m	4 m	5 m	6 m	7 m	8 m	9 m	10m
地点① (昨年度調査)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.009	0.005	0.010	0.005	不検出
地点② (昨年度調査)	不検出	不検出	0.006	0.010	0.005	0.012	0.010	不検出	不検出	不検出	不検出
地点③ (令和6年度調査)	0.001	不検出	0.002	0.002	0.005	0.014	0.013	0.015	0.010	0.008	0.004
地点④ (令和6年度調査)	0.001	0.006	0.003	0.034	0.009	0.015	0.021	0.008	0.013	0.017	0.013